令和８年（行コ）第１１９号

自由に不妊手術等を受けることのできる地位確認等請求控訴事件

控 訴 人　　梶谷風音ほか４名

被控訴人　　国

証　拠　説　明　書
(甲 49 の 3・甲 179～209)

令和８（２０２６）年８月３１日

東京高等裁判所第１６民事部ロＡ係　御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士　　亀　石　　倫　子

ほか６名

頭書事件につき，下記のとおり証拠の説明を致します。

記

甲号証	標目（原本・写しの別）		作成年月日	作成者	立証趣旨
甲 49 の 3	Contraceptive Sterilization : Global Issues and Trends (抜粋)87～106 頁の和訳	写し	2002	EngenderHealth	本文献の補遺 4.1 の「Consent needed (other than from client)」欄に第三者の関与について何らかの記載がある国は 23 か国であり、うちスイスの記載は配偶者への「相談」にとどまるため、第三者の同意又は承認を必要とすることを確認できるのは22か国であること。また、年齢要件又は出産回数(子の数)に関する要件を置く国として24か国が掲載されていること。
甲 179	民商法雑誌 130 巻 6 号『行政訴訟としての「確認訴訟」	写し	2004.9	中川丈久	刑事訴追を防止するための確認の訴えは、予防的確認訴訟

	の可能性』				の一種として確認の利益が肯定されるとの見解が示されていること。
甲 180	報告書（別紙１「第三者同意要件に関する現在の規制状況」及び別紙２「年齢・出産回数（子の数）要件に関する現在の規制状況」を含む）	写し	2026.8.31	控訴人訴訟代理人弁護士太田こもも	本文献に記載された第三者同意要件等に関する各国の現在の規制状況
甲 181 の 1	ブラジル 1996 年 1 月 12 日法律第 9,263 号（ブラジル 2022 年法律第 14,443 号改正）	写し	2022.9.2	ブラジル連邦共和国	ブラジルの 2022 年法律第 14,443 号 3 条が家族計画法 10 条 5 項の配偶者同意要件を明文で削除し、同法が 2023 年 3 月に施行されたこと。
甲 181 の 2	同訳文（抄訳）	写し	2026.8	控訴人ら訴訟代理人	同上
甲 182 の 1	エクアドル大臣令第 2490 号「国家保健システムにおける避妊方法へのアクセス及び利用可能性を規律する規則」	写し	2012.11.29 署名（官報 2013.3.25 掲載・2014.8.4 最終改正）	エクアドル保健省	エクアドルの現行規則が、恒久的方法を含む避妊方法へのアクセスを本人の自由な意思決定のみに係らしめ、家族又はパートナーの許可を要しないものとするとともに（14 条 a 号）、恒久的方法を含むあらゆる避妊方法について第三者の同席又は許可を求めることを医療従事者に禁止していること（27 条 b 号）。
甲 182 の 2	同訳文（抄訳）	写し	2026.8	控訴人ら訴訟代理人	同上
甲 183 の 1	グアテマラ保健省「国家家族計画ガイド」（2018 年版）抜粋	写し	2018（2015 年版第 2 刷）	グアテマラ保健社会福祉省（ＭＳＰＡＳ）	グアテマラにおいて、女性の外科的避妊及び精管切除のいずれについても、配偶者又はパートナーの許可を要しないとされ、配偶者の署名又は承認及び子を少なくとも 1 人有していることが不要であるこ

					とが明記されていること。
甲 183 の 2	同訳文（抄訳）	写し	2026.8	控訴人ら訴訟代理人	同上
甲 184 の 1	ホンジュラス保健省「Manual para la Atenctión en Planificacion Familiar」（抜粋）	写し	2024.3	ホンジュラス保健省	ホンジュラスの現行保健省マニュアルが、妊孕可能年齢のすべての女性は、年齢、子の有無及び婚姻状況にかかわらず、本人の自発的な申請とインフォームド・コンセントのみにより不妊手術を受けることができ、18 歳を超える者の権利の充足は他者の承認に依存しないとして、第三者の許可が不要であることを明記していること。
甲 184 の 2	同訳文（抄訳）	写し	2026.8	控訴人ら訴訟代理人	同上
甲 185 の 1	チェコ共和国 2011 年特定医療サービス法（第 373／2011 号）14,15 条	写し	2011	チェコ共和国	チェコ共和国の2011年特定医療サービス法が、避妊目的の不妊手術について、21 歳以上の本人による書面の申請を要件とし、出産回数要件及び意思能力を有する成年者に対する委員会承認要件を撤廃するとともに（撤廃前の要件については甲 49 の 3）、説明から同意までに少なくとも14日間を置くことを求めていること。
甲 185 の 2	同訳文（抄訳）	写し	2026.8	控訴人ら訴訟代理人	同上
甲 186 の 1	ウガンダ保健省「リプロダクティブヘルス・サービスに関する国家政策指針及びサービス基準」（抜粋）	写し	2001.5（2002 年第 2 刷）	ウガンダ保健省	ウガンダの現行の政策指針が、家族計画サービスの提供に先立ち、親、後見人又は配偶者の口頭若しくは書面による

					同意を一切要しないことを明記し、その対象となる方法に不妊手術（卵管結紮・精管切除）を含めていること。
甲186の2	同訳文（抄訳）	写し	2026.8	控訴人ら訴訟代理人	同上
甲187の1	ミャンマー刑法（抜粋）	写し	1861（312A条～312D条は1963年革命評議会法律第7号により挿入）	ミャンマー連邦	ミャンマー刑法が、政府の任命する委員会が身体的又は精神的な健康上の理由から必要であると証明しない限り、不妊手術を実施した者のみならず、自ら手術を受けた本人をも3年以下の禁錮及び罰金に処する規定を維持していること（312A条ないし312C条）。
甲187の2	同訳文（抄訳）	写し	2026.8	控訴人ら訴訟代理人	同上
甲188の1	フィンランド不妊手術法（1970年法律第283号）	写し	1970.6.1（2025年法律第768号による改正まで反映）	フィンランド法務省	フィンランドでは、子3人の出産又は養育、30歳への到達、妊娠による生命又は健康への危険等の6事由のいずれかに該当すれば、本人の申請により不妊手術を受けることができ（1条）、配偶者の同意は要求されず、医師が否定的な場合の許可申請及び不服申立ての手続も保障されていること（5条）。
甲188の2	同訳文（抄訳）	写し	2026.8	控訴人ら訴訟代理人	同上
甲189の1	パナマ法律第7号	写し	2013.3.5	パナマ共和国	パナマでは、女性の不妊手術について、本人の申請に加え、医師の推奨、23歳超及び2人以上の子を要する一方（3条・4条）、成年男性には年齢又は子の数に関する要件が課され

					ていないこと（8 条）。
甲 189 の 2	同訳文（抄訳）	写し	2026.8	控訴人ら訴訟代理人	同上
甲 190 の 1	ミャンマー保健省「性と生殖に関する健康と権利国家政策」（抜粋）	写し	2022	ミャンマー保健省	ミャンマー保健省が、2022 年の国家政策において、緊急避妊並びに女性及び男性の不妊手術を含む家族計画の方法へのアクセスを制限している既存の法律、政策及び手続を「見直し、改定する」ことを明示的に指示していること。
甲 190 の 2	同訳文（抄訳）	写し	2026.8	控訴人ら訴訟代理人	同上
甲 191 の 1	ニジェール「リプロダクティブヘルスに関する 2006 年 6 月 21 日の法律第 2006－16 号」	写し	2006.6.21	ニジェール共和国	ニジェールのリプロダクティブヘルスに関する 2006 年法律が、カップル及び個人がリプロダクティブヘルスに関する事項を自由に決定する権利を保障し（3 条）、承認された方法による避妊の実施を認めた上（15 条）、同法に反するすべての従前の規定を廃止していること（20 条）。
甲 191 の 2	同訳文（抄訳）	写し	2026.8	控訴人ら訴訟代理人	同上
甲 192 の 1	チュニジア「国家セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス計画 2021－2030」（抜粋）	写し	2021	チュニジア国家家族人口公社（ＯＮＦＰ）・国連人口基金（ＵＮＦＰＡ）	チュニジアの公的政策文書が、卵管結紮について夫が署名した書面の提出を求める実務が存在するとした上で、これを市民の個人的自由及び権利を保障する当時の憲法 21 条に反するものと指摘していること。
甲 192 の 2	同訳文（抄訳）	写し	2026.8	控訴人ら訴訟代理人	同上

甲 193 の 1	ブラジル連邦上院報告書	写し	2022	ブラジル連邦上院	ブラジル連邦上院報告書が、配偶者同意の免除を含む改正は男女による避妊へのアクセスを容易にし、生命、自由、意見及び表現の自由、労働並びに教育に対する権利を保障する一つの方法であると説明していること。
甲 193 の 2	同訳文	写し	2026.8	控訴人ら訴訟代理人	同上
甲 194 の 1	ＷＨＯほか「家族計画：世界保健機関（WHO）による医療従事者向けハンドブック」（2019 年版）第 12 章、第 13 章（抜粋）	写し	2019	世界保健機関（ＷＨＯ）ほか	WHO 等の国際標準指針が、子の有無、婚姻の有無及び配偶者の許可の有無にかかわらず、カウンセリングと本人のインフォームド・コンセントにより、女性の不妊手術及び精管切除を安全に実施できるとしていること。
甲 194 の 2	同訳文（抄訳）	写し	2026.8	控訴人ら訴訟代理人	同上
甲 195 の 1	ハンガリー憲法裁判所 43／2005 号決定	写し	2005.11.14	ハンガリー憲法裁判所	ハンガリー憲法裁判所が、避妊目的の不妊手術を 35 歳以上又は 3 人の実子を有する者に限定する規定について、自己決定権を制約し、正当化されないパターナリズムに当たり、特に権利行使を実子の数にかからしめることは人口政策上の目的の達成に適合せず必要でもないとして、比例性に反し違憲であると判断したこと。
甲 195 の 2	同訳文（抄訳）	写し	2026.8	控訴人ら訴訟代理人	同上
甲 196 の 1	HVG 記事「不妊手術を受けたい。でも受けられない―	写し	2014.1.28	hvg.hu	ハンガリーにおいて、2013 年改正により、家族計画目的の

	不妊手術は、もはや私的な問題ではない―」				不妊手術について「40 歳以上又は実子 3 人」という要件が導入され、2014 年 3 月 15 日から施行されること、同改正について、自己決定権及び私生活に対する権利を重大に侵害するとの批判が示されていること。
甲 196 の 2	同訳文	写し	2026.8	控訴人ら訴訟代理人	同上
甲 197 の 1	チェコ共和国 2012 年政令	写し	2012	チェコ共和国保健省	チェコ共和国において、旧要件の根拠であった 1972 年公示の保健省不妊手術指示が、2012 年の政令により明示的に廃止されたこと。
甲 197 の 2	同訳文	写し	2026.8	控訴人ら訴訟代理人	同上
甲 198 の 1	ハンガリー保健法 187 条（1997 年法律第 CLIV 号）（抜粋）	写し	2026.3.1	ハンガリー	ハンガリーの現行保健法が、家族計画目的の不妊手術について、40 歳以上又は 3 人の実子を有することを要件とし（187 条 1a 項）、同要件が 2013 年法律第 CCLII 号により導入され、2014 年 3 月 15 日に施行されたこと。
甲 198 の 2	同訳文	写し	2026.8	控訴人ら訴訟代理人	同上
甲 199 の 1	パナマ最高裁判所大法廷 2020 年 9 月 10 日判決	写し	2020.9.10	パナマ最高裁判所	パナマの男女非対称の不妊手術要件が、2020 年の最高裁判所大法廷判決により合憲とされ維持されたこと、同判決に 4 名の裁判官の反対意見が付されていること。
甲 199 の 2	同訳文（抄訳）	写し	2026.8	控訴人ら訴訟代理人	同上

甲 200 の 1	パナマ国民議会「公的医療制度における不妊手術を規律する法案、第二読会へ」	写し	2026.8.5	パナマ国民議会	パナマ国民議会の委員会が、2026 年 8 月 5 日、男女について不妊手術を受ける年齢を 23 歳に統一する法案第 583 号を第一読会で可決し、第二読会に送付したこと。
甲 200 の 2	同訳文（抄訳）	写し	2026.8	控訴人ら訴訟代理人	同上
甲 201	社会権規約委員会一般的意見 22（性と生殖に関する健康に対する権利）日弁連仮訳	写し	2016	国連社会権規約委員会	社会権規約委員会が、性と生殖に関する健康サービスへのアクセスを妨げる第三者許可要件を撤廃すべきものとしていること（一般的意見 22 の 40 項・41 項）。
甲 202	女子差別撤廃委員会一般勧告第 24 号（女性と健康）内閣府仮訳	写し	1999	国連女子差別撤廃委員会	女子差別撤廃委員会が、夫、パートナー、親又は保健当局の許可がないことを理由に女性の医療アクセスを制限してはならないとしていること（一般勧告第 24 号 14 項）。
甲 203	「私の体は母体じゃない」訴訟（法学教室№556（2026 年 9 月号）113 頁）	写し	2026.8	西村枝美	不妊手術以外の避妊方法には、不妊手術が有する「産むこと全体からの離脱」という意味が伴わず、代替手段とはなり得ないこと。不妊手術の不可逆性を理由とする制限は、成人の自己決定に対する正当化されないパターナリズムであり、比較法的にみても、夫の同意又は複数の子がいることを要件とする国は極めて少数であること。
甲 204	意見書	写し	2026.8	春藤優	母体保護法 3 条 1 項、28 条及び 34 条は、文言上は男女双方を規律しているにもかかわらず、その適用において、男性には同法上の要件を満たさない不妊手術が公然と行われる一

					方、女性には同法の規制が現実の制約として機能するという別異取扱いをしている点で憲法 14 条 1 項に違反すること。また、同法は、その目的及び内容においても、女性に「母」としての生き方を割り当てるという別異取扱いをしている点で、憲法 14 条 1 項に違反すること。
甲 205	令和 6 年度衛生行政報告例付表－2「不妊手術件数・実施率（20～49 歳人口 10 万対），性・年次別」	写し	2026.8.29 出力	厚生労働省	母体保護法 25 条に基づく不妊手術の届出件数は、令和 6 年度において男性 56 件、女性 4462 件であり、平成 8 年から令和 6 年度までの男性の届出件数を合計しても 1171 件にとどまること。
甲 206	さいたま泌尿器科クリニックウェブサイト	写し	2026.8.14 出力	さいたま泌尿器科クリニック	同クリニックが、年間 80～90 件のパイプカットを行い、令和 6 年度には 84 件を実施したと公表しており、一医療機関の同年度の実施件数だけで、政府統計上の男性不妊手術の届出件数 56 件を上回っていること。
甲 207 の 1	『週刊現代』9 巻 8 号「パイプカットは男性を強くする」	写し	1967.2.28	講談社	男性不妊手術が、性生活の充実や「男らしさ」の向上等のための手段として、少なくとも 1960 年代後半から週刊誌等において公然と紹介されていたこと。
甲 207 の 2	『週刊平凡』14 巻 6 号「大橋巨泉が突然『ぼくはパイプカットする』と宣言！なぜ？」	写し	1972.2.10	平凡出版	同上
甲 207 の 3	『主婦と生活』29 巻 3 号「完全避妊のすべて―ピル・リ	写し	1974.3	主婦と生活社	同上

	ング・パイプカットの徹底的研究」				
甲207の4	『創』5巻4号「パイプカットは“男”をダメにするのか」	写し	1975.4.1	綜合評論社	同上。
甲207の5	『週刊文春』17巻19号「祝砲なんと一晩12発 立て！万国のパイプカット族」	写し	1975.5.7	文藝春秋	同上
甲207の6	『週刊読売』38巻23号「技術進歩 パイプカットのすすめ」	写し	1979.6.3	読売新聞社	同上
甲207の7	『財界展望』25巻4号「医学講座 パイプカット手術ができない！？」	写し	1981.3	財界展望新社	同上
甲207の8	『主婦と生活』38巻6号「愛妻家かプレイボーイか 男の不妊手術パイプカットの効用」	写し	1983.6	主婦と生活社	同上
甲207の9	『週刊宝石』11巻7号「パイプカットは男のみだしなみ！？」	写し	1983.7	光文社	同上
甲208の1	小川クリニックウェブサイト	写し	2026.8.26出力	小川クリニック	女性不妊手術を実施する医療機関のウェブサイトの多くは、帝王切開時又は経腟分娩後に卵管結紮術等を実施する旨を案内していること。
甲208の2	岩砂病院・岩砂マタニティウェブサイト	写し	2026.8.25出力	岩砂病院・岩砂マタニティ	同上
甲208の3	慈誠会マタニティーホスピタルウェブサイト	写し	2026.8.26出力	慈誠会マタニティーホスピタル	同上
甲208の4	山口病院ウェブサイト	写し	2026.8.26出力	山口病院	同上
甲208の5	レディースクリニックまぶちウェブサイト	写し	2026.8.25出力	レディースクリニックまぶち	同上

甲 209	西原博史「社会的排除と差別―剥奪センシティヴな人権理論に向けて―」（浅倉むつ子・西原博史編著『平等権と社会的排除―人権と差別禁止法理の過去・現在・未来―』35～38 頁）	写し	2017.2.20	西原博史	憲法 14 条 1 項の平等権保障は、特徴を共有する人々に妥当するロールモデルを自らに適用されることによる自由制限からの解放を目的とし、「自分らしい別のあり様」を追求する自由権と軌を一にすること。

以上